



日田市監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象 : こども未来課、認定こども園

令和8年1月14日

日田市監査委員 小ケ内 聡行  
同 梶原 信幸

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。



# 令和7年度定期監査結果報告書

- 1 監査の対象            こども未来課、認定こども園
- 2 監査の期間            令和7年12月2日から令和8年1月6日まで
- 3 監査の場所            監査委員事務局、中央児童館、天瀬児童館、大山児童館、松原児童館、チャイルドプラザ、高瀬こども園、光岡こども園、つえっ子こども園

## 4 監査の着眼点

令和7年度監査等業務実施要綱第3条の規定により、令和6年度におけるこども未来課、認定こども園の財務に関する事務が、関係法令・条例等に基づき適正に処理されているか、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、関係書類等の審査を行ったものである。

## 5 監査の実施内容

日田市監査基準に準拠し、令和6年度に執行された財務事務を主に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び担当者からの説明聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により実施した。

## 6 監査の結果

監査の結果については、全般的に見て概ね良好に処理されているが、一部事務処理について適正を欠く事項が見受けられたので、後述する事項について早急に検討され、その具体的結果を令和8年1月27日（火）までに改善の証拠書類等を添えて文書により報告されたい。また、口頭で指摘した事項についても検討・改善を図られたい。

なお、監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

## **[指摘事項]**

### **○こども未来課**

#### **①施設管理について**

日田市有財産規則第18条に、課長等は、その管理する市有財産につき常にその現況を把握し、市有財産の維持、保存及び使用の適否について注意しなければならないと規定されている。

こども未来課の現地監査を実施したところ、こども未来課が所管する土地について、近隣住民が私的に使用している事例が見受けられた。

市が所有する土地は、重要な財産であることから、今後、早急に近隣住民と話し合い、適切な管理を行われたい。

### **○各児童館**

#### **①公印管理について**

天瀬児童館、大山児童館、松原児童館の公印については、令和2年3月31日付日田市公印規則にて廃止することとなっていたが、現地監査において確認したところ、廃止すべき公印の廃止手続きがなされておらず、総務課に引き継がれることなく、中央児童館にて一括して保管されていた。

公印については、日田市公印規則において、その取扱いが定められており、適切に管守すべきものであるため、早急な対応を行われたい。